

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置事業者名	住 所
丸高北進・創新經常建設共同企業体	
丸高北進建設株式会社	札幌市北区西茨戸2条1-10-7
創新建設株式会社	札幌市中央区宮の森4条1-3-35

2 指名停止措置期間：平成20年12月24日～平成21年3月23日（3カ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4 事実概要

平成20年11月26日、石狩川開発建設部発注の「豊平川砂防事業の内野々沢川床固工外工事」において、丸高北進・創新經常建設共同企業体が最低入札者となったため、落札決定したところ、公示用設計書の内容の解釈に誤りがあり、当該落札価格では適正な履行ができないとして、契約締結の辞退届が提出された。

5 指名停止理由

落札決定後、契約締結を辞退する行為は、当局との信頼関係を著しく損なう不誠実な行為であり、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）別表第2第15号に該当するため。

○指名停止等措置要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
1～14（略） （不正又は不誠実な行為）	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内
16（略）	

○ 指名停止等措置要領 第2条第2項

局長は、第1条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

	問い合わせ先	
国土交通省 北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 TEL 011-709-2311	
○事業振興部工事管理課	工事契約管理官 渡部 明雄 (内線) 5490	
	工事管理課長補佐 染木 忠之 (内線) 5482	
	契約指導第2係長 碓井 正尚 (内線) 5499	

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置事業者名	住 所
勝村建設 株式会社	東京都台東区浅草橋4-19-8

2 指名停止措置期間：平成20年12月24日～平成21年3月23日（3カ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4 事実概要

勝村建設株式会社は、平成20年2月27日に札幌開発建設部が発注した「道央用水（三期）地区道央注水工新川東部工区工事」の請負契約を締結したが、同年11月10日、同社から資金繰りが困難に陥り工事を続行することができなくなったことを理由に工事続行不能届が提出され、契約解除の申し出があった。このことから、同部は同年11月17日に当該請負契約を解除したものである。

5 指名停止理由

契約締結後に工事続行不能を理由に契約解除を申し出され、契約解除に至ったことは、当局との信頼関係を著しく損なう不誠実な行為であり、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）別表第2第15号に該当するため。

○指名停止等措置要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
1～14（略） （不正又は不誠実な行為）	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	

問い合わせ先	
国土交通省 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎	
TEL 011-709-2311	
○事業振興部工事管理課	工事契約管理官 渡部 明雄（内線）5490
	工事管理課長補佐 染木 忠之（内線）5482
	契約指導第2係長 碓井 正尚（内線）5499

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置事業者名	住 所
株式会社 橋組	上川郡和寒町字西町 1 3 6

2 指名停止措置期間：平成20年12月24日～平成21年7月23日（7か月）

3 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4 事実概要

株式会社橋組は、平成20年11月25日、旭川開発建設部名寄河川事務所発注の「天塩川維持工事の内量水標設置工事の入札において、調査基準価格を下回る最低入札者となった。同事務所は低入札価格調査のため、資料の提出及びヒアリングの要請を行ったが、同社はこれに応じなかった。このことは入札心得第10条第2項に違反する行為である。

5 指名停止理由

当局発注工事の入札に当たり、調査基準価格を下回る最低入札者となったため、低入札価格調査に協力しなければならないにも関わらず、これに応じなかったことは当局との信頼関係を著しく損なう行為であり、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）別表第2第15号に該当するため。

○指名停止等措置要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
1～14 （略） （不正又は不誠実な行為）	当該認定をした日から 1カ月以上9ヵ月以内
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	
16 （略）	

問い合わせ先	
国土交通省 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎	
TEL 011-709-2311	
○事業振興部工事管理課	工事契約管理官 渡部 明雄 （内線）5490
	工事管理課長補佐 染木 忠之 （内線）5482
	契約指導第2係長 碓井 正尚 （内線）5499